

随意契約理由書

大阪府立泉尾工業高等学校防火シャッター修繕工事 (建築基準法第12条点検における指摘事項の是正)

府立学校の建築物等については、経年劣化による機能低下・事故発生を防止することを目的として、建築基準法第12条に基づく定期点検を実施しており、防火シャッターについてもこれに該当します。

この点検において、一部の防火シャッターに関し、経年劣化による固着等、複数の不具合が発生していることが判りました。

そこで、これを安全に稼働させるため、劣化部品の取替等による修繕工事を実施し、機能の維持を図る必要があります。

防火シャッター等は、火災時における炎や煙の拡散を防止し、避難経路を確保する防火設備であり、児童生徒及び教員の安全・安心を確保する観点から、迅速に且つ適切に補修・修繕をする必要があります。

しかし、今回修繕するシャッターは、劣化が激しく、昇降させることができない状態にあり、これを改修することは非常に困難です。中でも、既存の防火シャッターを残しつつ、開閉器や自動閉鎖装置といった防火シャッターの稼働に重要な機器を改修するためには、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該シャッターの詳細な設計資料及び専門知識を有している製造メーカーに限られます。

以上により、当該防火シャッターの製造者である東洋シャッター株式会社は、老朽化した当該防火シャッターの修繕を遂行できる唯一の事業者であります。

同社より見積書を徴収したところ、価格が適正であり、かつ予算範囲内であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものです。